

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則 200 条に基づく書面)

2023 年 4 月 3 日

東海染工株式会社

2023年4月3日

東海染工株式会社（以下「当社」という。）は、2023年1月31日付けで株式会社東海トレーディング（以下「東海トレーディング」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、東海トレーディングを消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行いました。

本合併に関する事項は、次のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社の株主から本合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第785条）

株式買取請求はありませんでした。

② 新株予約権買取請求（第787条）

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（第789条）

2023年2月1日付の官報にて債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行い、知っている債権者に各別に催告をしましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求にかかる手続の経過

会社法第796条第2項に規定する場合に該当するため、本手続をおこなっておりません。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第797条）

第796条第2項に規定する場合に該当するため、本手続を行っておりません。

② 債権者の異議（第799条）

2023年2月1日付の官報及び電子公告にて債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産・負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
2023 年 4 月 3 日

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

2023年2月1日

東海染工株式会社

2023年2月1日

吸収合併に係る事前開示事項

東海染工株式会社（以下「当社」という。）は、2023年1月31日付けで株式会社東海トレーディング（以下「東海トレーディング」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、東海トレーディングを消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うことといたしました。

本合併に関する事項は、次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

2023年1月31日付けで当社と東海トレーディングが締結した吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 吸収合併の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

東海トレーディングは吸収合併存続会社である当社の100%子会社であるため、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の承継に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はございません。

4. 吸収合併消滅会社についての事項（会社法施行規則第191条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた財産状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

5. 吸収合併存続会社についての事項（会社法施行規則第191条第5号）

当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容について、該当事項はございません。

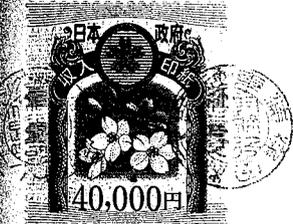
6. 吸収合併の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本合併効力発生時点における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後における当社の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併後における当社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

7. 事前開示事項に変更が生じた場合は、変更後の当該事項（会社法施行規則第 191 条第 7 号）

変更がありましたら、ただちに開示致します。

以上



合併契約書

東海染工株式会社（以下「甲」という。）と株式会社東海トレーディング（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（存続会社及び消滅会社）

甲と乙は、甲を合併存続会社、乙を合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条（定款の変更）

甲は、本合併により、その定款を変更しない。

第3条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第4条（増加すべき資本金及び準備金等）

本件は無対価合併より、甲が合併により資本金等は増加しない。

第5条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は2023年4月1日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の引継ぎ）

乙は、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。

第7条（従業員）

甲は、第5条の効力発生日における乙の従業員を承継する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

第8条（合併承認）

- 1 甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。
- 2 甲及び乙は、2023年1月20日までに、それぞれ取締役会（以下「合併承認取締役会」という。）を開催し、本契約書の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、甲及び乙は、合併手続進行上の必要性その他の正当事由があるときは、甲及び乙が協議の上、合併承認取締役会を開催する日を変更することができる。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

第10条（条件の変更、解除）

甲又は乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、又は隠れたる重大な瑕疵があったことが発覚したときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第8条に定める甲及び乙の合併承認取締役会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（合意管轄裁判所）

各当事者は、本契約に関する一切の紛争につき、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲及び乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

2023年1月31日

甲：愛知県清須市西枇杷島町子新田1番地の2
東海染工株式会社
代表取締役 鷺 裕一



乙：愛知県清須市西枇杷島町子新田1番地2
株式会社東海トレーディング
代表取締役 八代 英次朗



決 算 報 告 書

(第 50 期)

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

株式会社東海トレーディング

貸借対照表

令和 4年 3月31日 現在

株式会社東海トレーディング

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	95,036,757	【流動負債】	47,686,876
現金・預金	92,597,920	買掛金	2,169,469
売掛金	666,336	短期借入金	40,000,000
商品	1,769,468	未払税金	70,000
立替金	3,033	未払費用	4,777,707
【固定資産】	72,800	未払消費税	669,700
【無形固定資産】	72,800	【固定負債】	12,320,321
電話加入権	72,800	退職給与引当金	12,320,321
		負債の部合計	60,007,197
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	35,102,360
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	25,102,360
		利益準備金	2,500,000
		その他利益剰余金	22,602,360
		別途積立金	17,500,000
		繰越利益剰余金	5,102,360
		純資産の部合計	35,102,360
資産の部合計	95,109,557	負債及び純資産合計	95,109,557

損 益 計 算 書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

株式会社東海トレーディング

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	106,929,433	
売 上 高 合 計		106,929,433
【売上原価】		
期首商品・製品棚卸高	10,589,003	
当期商品仕入高	99,081,200	
合 計	109,670,203	
期末商品・製品棚卸高	-10,955,993	
売 上 原 価		98,714,210
売 上 総 利 益 金 額		8,215,223
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		25,917,462
営 業 損 失 金 額		17,702,239
【営業外収益】		
受 取 利 息	1,110	
雑 収 入	19,855,966	
営 業 外 収 益 合 計		19,857,076
【営業外費用】		
支 払 利 息	590,000	
営 業 外 費 用 合 計		590,000
経 常 利 益 金 額		1,564,837
税引前当期純利益金額		1,564,837
法人税及び住民税		70,000
当 期 純 利 益 金 額		1,494,837

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

株式会社東海トレーディング

(単位： 円)

科 目	金 額	
役 員 報 酬	14,800,000	
給 料 手 当	4,880,000	
法 定 福 利 費	1,046,633	
厚 生 費	192,043	
旅 費 交 通 費	225,895	
通 信 費	161,413	
輸 出 諸 掛	282,577	
輸 入 諸 掛	2,204,119	
消 耗 品 費	19,340	
事 務 用 消 耗 品 費	22,919	
諸 会 費	8,400	
支 払 手 数 料	743,514	
支 払 保 険 料	290,196	
支 払 報 酬	272,000	
地 代 家 賃	120,000	
賃 借 料	458,854	
租 税 公 課	37,219	
雑 費	152,340	
販売費及び一般管理費合計		25,917,462

株主資本等変動計算書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

株式会社東海トレーディング

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		10,000,000
	当期末残高		10,000,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金	当期首残高		2,500,000
	当期末残高		2,500,000
そ の 他 利 益 剰 余 金			
別 途 積 立 金	当期首残高		17,500,000
	当期末残高		17,500,000
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		3,607,523
	当期変動額	当期純利益金額	1,494,837
	当期末残高		5,102,360
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		23,607,523
	当期変動額		1,494,837
	当期末残高		25,102,360
株 主 資 本 合 計	当期首残高		33,607,523
	当期変動額		1,494,837
	当期末残高		35,102,360
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		33,607,523
	当期変動額		1,494,837
	当期末残高		35,102,360

注 記 表

株式会社東海トレーディング

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数
10,000株
- 2) 当該事業年度の末日における自己株式の数
0株